

大阪・関西万博に係る昆虫イベント体験型企画実施業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する大阪・関西万博（以下「万博」という。）に係る昆虫イベント体験型企画実施業務（以下「体験型企画」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、万博において体験型企画を実施することで、世界中からの来場者へ本市やムシムシランドが有する昆虫素材の魅力をPRし興味関心を引きつけるとともに、本市への誘客につなげて原発事故による風評を払拭することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年11月30日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、3,076,000円（消費税込）とする。

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

5 業務内容

（1）体験型企画（カブトムシ交流コーナー企画）の実施

- ①万博会場の指定場所で市やムシムシランドのPRにつながる体験型企画を実施し、期間中に設置される市内事業者の昆虫関連ブースへの誘客を行うこと。
- ②体験型企画は来場者が簡単かつ短時間、省スペースにおいて参加でき、昆虫に興味を持ってもらえるような内容とすること。
- ③万博に係る体験型企画実施日程等は以下のとおりとする。
期間：令和7年5月20日から令和7年5月24日まで
時間：各日とも9：00から17：00までの間に3回程度実施
- ④体験型企画の実施により来場者の興味を引きつけ、期間中3,000人（600人／日）の誘客を目標とすること。また、体験型企画が市やムシムシランドを訪問する契機となるよう工夫し、ムシムシランドへの年間訪問者数を対前年比約1,000人増の23,000人となるよう努めること。
- ⑤ポップ、パネル等を日本語及び英語を併記して製作し、来場者の関心を集めやすくするとともに、体験型企画実施時には参加者にわかりやすい説明に徹すること。
- ⑥体験型企画を通して世界への情報発信に努めること。
- ⑦体験型企画の中で市の復興状況について周知し風評払拭に努めること。
- ⑧来場者が体験型企画を契機に市やムシムシランドのホームページを閲覧した数を集計し、効果測定・検証を行うこと。

⑨不測の事態が生じた場合は委託者及び日本国際博覧会協会の指示に従うこと。

(2) 昆虫関連ノベルティの製作

- ①昆虫関連ノベルティは3,000個以上を製作すること。
- ②デザインは市やムシムシランドが有する昆虫素材の魅力をPRできるものにするとともに、市が令和6年度に製作した昆虫ブランディング事業ゲーム「タムコン」のPRも併せて行うこと。
- ③万博期間中に体験型企画へ参加した方へ適宜配布し、ムシムシランド年間訪問者数の増加につなげる。なお、万博会場への搬入方法、1日当たりの配布個数等については、事前に双方協議して決めるものとする。
- ④表記等は可能な限り日本語及び英語を併記すること。
- ⑤QRコードを付け、市の昆虫関連ホームページへ誘導すること。
- ⑥納品期限及び場所は以下のとおりとする。

納期：令和7年5月14日

場所：田村市産業部観光交流課

(3) 昆虫モニュメントの運搬、設置、管理、撤去

- ①体験型企画に合わせて、市役所内に展示してある昆虫モニュメント1体(W2000、D2000、H2500、重さ約150kg、上部・下部分離再組立可)について、万博会場への運搬、設置、管理、撤去に係る一切の業務を行うこと。
- ②万博に係る展示等日程は以下のとおりとするが、会場の状況を確認しながら余裕のある作業計画(任意様式)を作成し委託者へ事前に提出すること。なお、設置及び撤去の詳細時間については、委託者及び日本国際博覧会協会の指示に従うこと。
 - ・設置：令和7年5月19日
 - ・展示：令和7年5月20日から令和7年5月24日まで
 - ・撤去：令和7年5月25日
- ③運搬時の車両は1台とし、作業に関しては相応の人員を配置すること。
- ④会場設置時は、体験型企画の一環として来場者が昆虫モニュメントと一緒に写真を撮り、昆虫との一体感を体験できるように位置取りを調整すること。
- ⑤来場者の安全には十分に配慮して業務を遂行すること。
- ⑥展示期間終了後は、市昆虫館(田村市常葉町山根字殿場160)の指定場所に搬入を行うこと。
- ⑦美術工芸品の取扱業務となるため、業務履行に関しては損害保険等に参加すること。

(4) その他

その他、独自性のある企画を提案することは拒まない。

6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ(Word形式等とPDF形式)を収録した電子媒体(DVD等)及び印刷物を各2部納品

- (2) 製作物 本業務で製作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課及び万博会場（大阪市夢洲）

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本業務委託仕様書に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

- ①内容については、本業務委託仕様書に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。
- ②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

10 その他

本業務仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。